

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 一六
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 一六
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の規定により認可した件 一六
- 平成二十八年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 一六
- 地籍調査の成果について認証した件二件 一六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 一六
- 公有水面埋立てについて竣工を認可した件 一六
- 道路の区域を変更する件 一六
- 道路の区域を変更した旨通知があった件 一六
- 自動車専用道路を指定する件 一六
- 道路の供用を開始する件五件 一六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件 一六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件 一七
- 公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定する件 一七
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 一七
- 道路交通法による指定講習機関の指定を受けた者から変更の届出があった件 一七
- 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件 一七

一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一七 一七 一七 一七 一七

届出があった件

### 福島県選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件 一七
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 一七

## 告 示

### 福島県告示第二百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町百十四番ほか
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗の名称  
 (変更前) (仮称) ヨークタウン白河横町  
 (変更後) ヨークタウン白河横町
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 別紙書面のとおり  
 (変更後) 別紙書面のとおり
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 別紙書面のとおり  
 (変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
 別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
 平成二十九年三月十日
- 五 届出をした者  
 株式会社ヨークベニマル  
 三菱UFJリース株式会社

一七 一七 一七

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第**二百三十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町百十四番ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 百六十三台

(変更後) 百五十五台

2 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十九年五月八日

四 届出年月日

平成二十九年三月十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

三菱UFJリース株式会社

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第**二百三十四号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

氏名又は名称	住所又は所在地	
長南 昭一	福島市松川町浅川字古浅川四四	福島市二子塚字針下駄南一〇ほか九筆
佐藤 善一	二本松市吉倉字高日向一三	二本松市吉倉字長窪五ほか十一筆
菅野 茂	二本松市渋川字火打古屋一〇	二本松市渋川字関水二
有限会社 加藤牧場	二本松市油井字福岡八	二本松市吉倉字高日向一〇一ほか一筆
佐治 卓郎	郡山市湖南町三代字御代一二二三	郡山市湖南町三代字御代一二七五ほか二筆
鈴木 博之	白河市表郷番沢字樋ノ口六二一一	白河市表郷番沢字大仙九一二ほか六筆
近藤 正利	白河市表郷番沢字桜平八三	白河市表郷八幡字御供田九九ほか三筆
吾妻 直	白河市表郷河東田字天王下八〇	白河市表郷河東田字久保田一九ほか三筆
小磯 茂男	西白河郡矢吹町田内二二五	西白河郡矢吹町本郷町八九五ほか十九筆
本田 英世	西白河郡矢吹町田内一九二一一	西白河郡矢吹町本郷町九三一ほか十筆
角田 誠一郎	西白河郡矢吹町田内二〇一	西白河郡矢吹町境町四九八ほか五筆
檜村 多美男	西白河郡矢吹町本郷町一二一八	西白河郡矢吹町本郷町八八七ほか五筆

唐橋 伝一郎	高橋 輝	穴澤 貞夫	京野 貞夫	岩本 充	安部 一浩	二瓶 芳雄	渡部 貴之	小熊 義一	佐藤 幸成	津農援隊 有会社 会	矢吹 公臣
喜多方市熊倉町新合 字辻乙四〇	喜多方市熊倉町新合 字金沢丙一七三	喜多方市松山町鳥見 山字中井戸尻三八〇 五	喜多方市松山町鳥見 山字四方屋敷六二〇 二	喜多方市岩月町宮津 字宮東一六六一	喜多方市岩月町宮津 字柏原廻六五八一 一	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字桜川一四二八	耶麻郡猪苗代町大字 若宮字家東乙六七八	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字若宮四〇	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下一二	西白河郡矢吹町南町 二八七―三
喜多方市熊倉町新合字羽黒森二七一―一	喜多方市熊倉町新合字羽黒森一―一ほか五筆	喜多方市松山町鳥見山字中村道下一五	喜多方市松山町鳥見山字鷺田道下九五ほか二筆	喜多方市松山町鳥見山字鷺田道下七三ほか三筆	喜多方市岩月町宮津字家ノ北三〇ほか五筆	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一六八	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字沢目三六ほか三十筆	耶麻郡猪苗代町大字若宮字大原西四三ほか十四筆	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰下二ほか八筆	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字新山田一四ほか七筆	西白河郡矢吹町本郷町九〇―一ほか二筆

加藤 勝幸	森山 恒人	森田 迅雄	加藤 孝	木戸 賢治	石井 友幸	畑田 京平	渡部 盛和	花見 徹美	池亀 敏広	菊地 良明	安藤 祐人
喜多方市塩川町大田 木字塚田三二八七	喜多方市塩川町窪字 館一一七一	喜多方市熱塩加納町 加納字五目甲一七二 九	喜多方市熱塩加納町 相田字上内裏乙七五 〇	喜多方市熱塩加納町 米岡字針生乙六六〇	喜多方市熱塩加納町 米岡字日照屋敷乙一 五六五	喜多方市熱塩加納町 米岡字上野丙五	喜多方市熱塩加納町 米岡字二本木原甲二 八	喜多方市熱塩加納町 米岡字堰下乙七〇九	喜多方市岩月町宮津 字長窪七五二四	喜多方市岩月町宮津 字原ノ坊五二七二	喜多方市塩川町三吉 字宮ノ目乙一六一
喜多方市塩川町大田木字川原七二―一ほか一筆	喜多方市塩川町窪字宮北一五ほか一筆	喜多方市熱塩加納町加納字五目一八七ほか一筆	喜多方市熱塩加納町加納字五目一三六ほか九筆	喜多方市熱塩加納町加納字根岸四五ほか一筆	喜多方市熱塩加納町米岡字上野後二三ほか一筆	喜多方市熱塩加納町米岡字円田前四四	喜多方市熱塩加納町米岡字二本木原甲一一五―一〇	喜多方市熱塩加納町米岡字下針生三一ほか三筆	喜多方市岩月町宮津字柳沢七二八三―一ほか二十一筆	喜多方市岩月町宮津字寺窪前二九	喜多方市塩川町常世字大場作五

菊地 新六	有 限 会 社 ご ん べ い	山内 雄二	小池 実	鈴木 清一	小沢 晶利	小林 孝一	中山 隆弘	有 限 会 社 栗 城 ド リ ー ム フ ア ー ム	佐藤 孝徳	花見 正一	三橋 洋和
南会津郡南会津町小塩字居平三六七	大沼郡会津美里町福重岡字倉崎乙九五九	大沼郡会津美里町松沢字元寺二二二二	大沼郡会津美里町字本郷甲二九七八	河沼郡湯川村大字湊字道南乙四〇	河沼郡湯川村大字熊ノ目字三ツ江二四三六	河沼郡湯川村大字清水田字扇田甲二六	河沼郡湯川村大字熊ノ目字宮ノ前五三三一	河沼郡湯川村大字清水田字畑田一三七	喜多方市塩川町四奈川字能力二五	喜多方市熱塩加納町米岡字堰下乙七三〇	喜多方市豊川町一井字入字田四八〇一一
南会津郡南会津町小塩字上ミ原八五ほか十五筆	大沼郡会津美里町氷玉字殿田一六四ほか四筆	大沼郡会津美里町荻窪字八百刈三ほか七筆	大沼郡会津美里町字山道下一一一ほか九筆	河沼郡湯川村大字湊字村北一二五ほか三筆	河沼郡湯川村大字熊ノ目字亀ヶ代四ほか一筆	河沼郡湯川村大字熊ノ目字熊川一二四ほか二筆	河沼郡湯川村大字熊ノ目字熊川五四一ほか一筆	河沼郡湯川村大字清水田字米丸五五ほか二筆	喜多方市塩川町四奈川字石田三ほか一筆	喜多方市熱塩加納町米岡字桜屋敷前四〇ほか四筆	喜多方市豊川町一井字犬坊作八ほか十筆

境 光司	星見 光英	伊佐見 正幸	村上 靖一	館内 浩之	佐藤 廣	杉内 昌男	杉内 清繁	有 限 会 社 高 ラ イ ス セ ン タ ー	湯田 隆輔	馬場 徹	馬場 正明
南相馬市原町区上太田字中島六一	南相馬市原町区上太田字内堀子一二二	南相馬市原町区上太田字内堀子二三〇一二	南相馬市原町区下太田字川内迫四五二	南相馬市原町区高字城ノ内一〇〇	南相馬市原町区大甕字戸屋下六一	南相馬市原町区高字大豆柄内二四〇	南相馬市原町区高字金井神九	南相馬市原町区高字阿弥陀前八	南会津郡南会津町中荒井字峯崎一五二八一三	南会津郡南会津町小塩字下平一四八	南会津郡南会津町小塩字持石六八九
南相馬市原町区上太田字内堀子三二八ほか三十二筆	南相馬市原町区上太田字内堀子三二六ほか六十九筆	南相馬市原町区上太田字内堀子三二七	南相馬市原町区高字八斗蒔一一五一ほか一筆	南相馬市原町区高字城ノ内一〇〇一二ほか十四筆	南相馬市原町区高字舟橋二〇三ほか一筆	南相馬市原町区高字大豆柄内二三九	南相馬市原町区高字八斗蒔一二〇ほか三筆	南相馬市原町区高字金井神一四七ほか百三十筆	南会津郡南会津町小塩字下平一七八ほか一筆	南会津郡南会津町小塩字下平一九〇ほか二筆	南会津郡南会津町小塩字上ミ原九二

仲野内 尚	増山 一郎	宍戸 五月	佐藤 富雄	佐藤 忠清	佐藤 清明	佐藤 仁一	佐藤 光夫	佐藤 光政	高橋 徹	高橋 研一	有 限 会 社 ニ ュー ワ ー ル ド	坂本 一彰
南相馬市原町区上北	南相馬市原町区下北 高平字北中谷地一八 八	南相馬市原町区泉字 前向七二八	南相馬市原町区泉字 町下一八	南相馬市原町区下高 平字川原一三五	南相馬市原町区錦町 一一八二	南相馬市原町区泉字 町畑八六一一	南相馬市原町区泉字 寺家前二九八	南相馬市原町区下高 平字川原二〇	南相馬市原町区下高 平字如来堂一一一	南相馬市原町区下高 平字如来堂一二九	南相馬市原町区泉字 塚越七	南相馬市原町区馬場 字石住一三八
南相馬市原町区下北高平字北中谷地二	南相馬市原町区下北高平字馬洗場六三 四一二ほか二十五筆	南相馬市原町区泉字須賀内一八〇―二 ほか十六筆	南相馬市原町区泉字町二五三一―ほか 五筆	南相馬市原町区下高平字内川原五二― 一ほか四十七筆	南相馬市原町区泉字前向一〇六九ほか 七十二筆	南相馬市原町区泉字町畑二四二ほか一 筆	南相馬市原町区泉字町二六〇ほか二筆	南相馬市原町区下高平字川原四四五ほ か一筆	南相馬市原町区下高平字川原四四ほ か九筆	南相馬市原町区下高平字川原四六七ほ か二筆	南相馬市原町区泉字関下二八八ほか百 十五筆	南相馬市原町区上太田字石積五四― 一ほか十六筆

北山 隆男	門馬 重微	鈴木 英直	鈴木 俊博	鈴木 正之	鈴木 洋一	鈴木 利将	菊地 洋一	藁谷 範夫
南相馬市原町区下北 高平字北山四〇	南相馬市原町区泉字 寺前五四	南相馬市原町区泉字 広畑二九	南相馬市原町区下北 高平字荷渡四六	南相馬市原町区下北 高平字古館一一六一	南相馬市原町区下北 高平字赤字津木一六 九	南相馬市原町区下高 平字御屋敷四八	南相馬市原町区泉字 寺家前二六一	いわき市平下荒川字 剌町九―二一八
〇〇―二ほか二十一筆	南相馬市原町区泉字根渡四二二ほか十 四筆	南相馬市原町区泉字広畑七〇〇ほか二 筆	南相馬市原町区下北高平字荷渡七二一 ほか一筆	南相馬市原町区下北高平字古館三六七 ほか一筆	南相馬市原町区下北高平字赤字津木五 二五ほか三筆	南相馬市原町区下高平字桜井前五三― 二ほか七筆	南相馬市原町区泉字前川原五九〇―一 ほか四筆	いわき市三和町下永井字軽井沢三六七

二 認可年月日

平成二十九年三月二十四日

(農業担い手課)

福島県告示第二三三十五号

平成二十八年年度水稻及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 原種の配付数量

種類	品名	数量(単位 キログラム)
水稲	コシヒカリ	一、〇二三
	ひとめぼれ	四、〇二〇
	天のつぶ	一、八二〇
	あきたこまち	三五六
	チヨニシキ	四六〇
	まいひめ	四八
	たかねみのり	四八
	夢の香	三六
	里山のつぶ	二〇〇
	こがねもち	六〇〇
大豆	水稲合計	一八、九三一
	ふくひびき	三二〇
	ふくいぶき	一二〇
	ふくいながハ	八
	あやこがね	二六〇
	大豆合計	三八八

二 原種の配付価格

種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
水稲	一キログラム	三六〇円
	一キログラム	五三九円
大豆		

(水田畑作課)

福島県告示第二百三十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の

地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年三月二十四日 福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市中田町中津川の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の

地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称  
天栄村

二 成果の名称  
天栄村大字牧之内の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、広野町

土地改良区から平成二十九年二月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年

三月十六日認可した。

平成二十九年三月二十四日 福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二十四日 福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字戸赤字向山二六四の六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、下郷町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町湯ノ花字背戸山甲七七八、甲七八三、塩ノ原字漆方原一五五四の三、一五五四の六から一五五四の八まで、一五五四の一、一五五五の一
- 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第二百四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名  
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力フュエル&パワー株式会社
- 二 東京千代田区内幸町一丁目一番三号 代表取締役社長 佐野 敏弘  
平成二十九年三月十七日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積
- 1 位置  
双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼九十七番の地先公有水面
- 2 区域  
別添図面のとおりに
- 3 面積  
三一、五六三・二八平方メートル
- 四 埋立免許の年月日及び番号  
平成二十七年三月三十日福島県指令第三千五百十六号
- 五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村

広野町

(「図面」は省略し、その図面を福島県土木部土木総務課用地室に備え置いて縦覧に供する。)

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道曲木 中野目線	石川郡玉川村大字川辺 字中沖三一八番一地先 から 同 郡同 村大字川辺 字中沖三二八番二地先 まで	変更前	七・六 一五・〇	二九一・〇
		変更後	七・六 二三・八	二九一・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六條の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十九年三月七日付けで東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	相馬市大字山上	変更前	A 八・八	一三、〇八	

一一五号	字間之次郎一三〇番一地从先から同 市大字東玉野字落合九番三地从先まで			
	相馬市山上字小田原三〇一番四地从先から同 市東玉野字スバ七九番一地从先まで	変更後		
	相馬市山上字小田原三〇一番一地从先から同 市山上字萩久保外一五国有林二二六二林班イ小班地先まで		A 八・八四〇 四六・八〇	〇 一三、二一〇・
	相馬市玉野字スゲカリ一番九四番地先から同 市東玉野字落合九番三地从先まで		B 一三・八〇〇 一三七・一四	〇 六、五七五・
	相馬市東玉野字姥ヶ岩一番一地从先から同 市東玉野字東日向七二番一地从先まで		C 二・三八〇〇 七五・六四	〇 一、七三〇・
			D 一三・〇〇〇 八六・九五	〇 五六五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第二百四十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月二十四日

路 線 名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
一般国道一一五号	相馬市山上字小田原三〇一番一地从先から同 市山上字萩久保外一五国有林二二六二林班イ小班地先まで 相馬市玉野字スゲカリ一番九四地先から同 市東玉野字東日向七二番一地从先まで	平成二十九年三月二四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

**福島県告示第二百四十五号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松三春線	本宮市白岩字根岸二〇二番一地从先から同 市白岩字根岸二二五番五地先まで	平成二十九年三月二四日

(道路計画課)

**福島県告示第二百四十六号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------



県道本宮常葉線	本宮市白岩字馬場二七二番二地先から 同 市白岩字馬場一九六番六地先まで	平成二九年三月二四日
---------	--	------------

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林字上野一三六番一地从先から 同 郡同 村大字高林字南二八番地先まで	平成二九年三月二七日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道十日市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林字日照田一六番一地从先から 同 郡同 村大字高林字南五五番二地先まで	平成二九年三月二七日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一五号	相馬市山上字小田原三〇〇番一地从先から 同 市東玉野字東日向七二番一地先まで	平成二九年三月二六日 一五時三〇分

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 南相馬市
- 二 都市計画法の種別及び名称 原町都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和三十六年八月十一日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和三十六年八月十一日から平成二十九年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和三十六年八月十一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画法の事業計画の変更を認可した件(平成二十五年福島県告示第八十号)の事業地に南相馬市原町区上洪佐字前屋敷、字沖田、字南谷地及び字北谷地、菅浜字原ノ山並びに北原字栗掛場の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち、同市原町区日の出町、上洪佐字原田及び字原畑、菅浜字栗掛場並びに北原字境掘の各一部の区域を変更する。  
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称 鹿島都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）

三 事業認可の年月日 平成五年一月十二日

四 事業施行期間（変更前） 平成五年一月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

（変更後） 平成五年一月十二日から平成三十四年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十五年福島県告示第八十二号）の事業地のうち、南相馬市鹿島区北右

田字八龍町、字沼田、字塔場、字桶師屋、字北染師、字軍塚、字竹花、字八斗蒔、字宮田、字染師、字稲荷田及び字浜田並びに南右田字榎内、字中ノ内、字蓮花町、字金山田、字踏切、字高畑、字前田、字西畑、字南沢田、字西沢田、字竹花、字瀬戸内、字大古内、字蛭田、字谷地及び字ニッ沼を削除する。同事業地のうち、同市鹿島区小島田字立谷及び字東立谷、北右田字成就坊、鹿島字豊田、字富永、字下館、字北千倉、字鶴田及び字一本榎、横手字寺前、字北ノ内、字御所内及び字川原並びに江垂字法切の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称 小高都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）

三 事業認可の年月日 平成四年二月二十八日

四 事業施行期間（変更前） 平成四年二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

（変更後） 平成四年二月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 国見町

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（国見町公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間（変更前） 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

（変更後） 昭和六十三年九月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十四年福島県告示第六十五号）の事業地に国見町大字藤田字沢田二、

字沢田三及び字沢田四の各一部の区域を加える。同事業地のうち、同町大字藤田字一丁田二、字大枝道一、字大枝道二、字八斗蒔、字日渡二、字中沢三、字中沢四及び字北寺田の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百五十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年三月十四日次のとおり指定した。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

株式会社本多 二本松市小浜字新建設 町五一番地三

平成二十九年三月一四日から平成三三年九月三〇日まで

株式会社本多建設 二本松市小浜字新町五一番地三

（出納総務課）

公 告

## 公告第六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年三月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ツーピース
- 三 代表者の氏名  
佐藤 理絵
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市高郷町上郷前林戊二百九十八番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で生活されている方々（児童、若者、障がい者、高齢者等）の福祉及び社会教育の増進を図り、生きがいをもって暮らしていける地域社会の実現に寄与することを目的とする。また、福祉のみならず環境保全など社会の様々な分野において社会貢献活動に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

## 公告第七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年三月一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人あさ家
- 三 代表者の氏名  
杉 重子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市小高区水谷字宮前八十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で生活している障がい者に対して、就労支援・相談支援に関する事業を行い、障がい者が自立した日常生活を営む事ができるよう援助しまた社会参加の支援及び、地域住民との交流に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

## 公告第七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年三月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人西の郷スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
小針 孝廣
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字蛇口一番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、スポーツを愛好する地域住民に対して、地域におけるスポーツの普及や地域住民の健康増進を目的とした企画、運営及び各種情報の提供に関する事業等を行い、地域住民の健康増進に貢献することを通じて、明るく活力ある地域社会の形成を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第72号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務の委託について、公募型プロポーザル方式（企画提案書、使用条件対応報告書、委託に要する費用の見積書及び見積内訳書を公募し、当該委託にふさわしい総合的に優れた業務委託候補者を企画提案競技により選定し随意契約の相手方とする方式）により当該業務委託に係る契約の候補者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年3月24日

福島県知事 内堀 雅 雄

**1 業務の概要**

- (1) 名称 模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務
- (2) 目的及び概要 企画提案依頼書及び企画提案競技実施要領で定める各事項による。
- (3) 履行期限 平成30年3月30日

**2 提出書類**

企画提案書、使用条件対応報告書、見積書及び見積内訳書（以下「企画提案書等」という。）

**3 企画提案書等を提出する者の資格**

(1) に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であること。

**(1) 共同企業体の資格要件**

- ア 構成員の全てが(7)から(イ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (ウ) 評価基準日（平成29年5月8日（6に示す企画提案書等の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (エ) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- イ 共同企業体の代表者は、国、都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内にソフトウェア開発を含むシステム構築を行った実績を有すること。
- ウ 「模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務共同企業体協定書」を締結していること。
- エ 共同企業体の代表者は、ウの協定書において明示されていること。
- オ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で企画提案競技に参加していないこと。
- カ 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- キ その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

**(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件**

- ア (1)のアの(7)から(イ)まで、カ及びキに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 国、都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内にソフトウェア開発を含むシステム構築を行った実績を有すること。
- ウ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。

**4 企画提案依頼書等の配布期間、配布場所等**

- (1) 配布期間は、平成29年3月24日（金）から同年4月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 配布場所は、福島県商工労働部産業創出課ロボット産業推進室（福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎10階）とする。  
なお、福島県ロボット産業推進室ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/>）からダウンロードして入手することができる。
- (3) 配布方法は、電子媒体（CD-ROM）により交付する。
- (4) 配布書類は、次のとおりとする。

ア 企画提案依頼書

イ 企画提案競技実施要領

ウ 企画提案書等作成要領

エ 委託契約書（案）

オ 仕様書

5 参加資格の確認手続

- (1) 提出書類は、企画提案競技実施要領で定めるとおりとする。
- (2) 提出方法は、4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成29年4月6日（木）午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- (4) 参加資格の適否について、平成29年4月20日（木）までに参加資格申請があった者へ文書により回答する。

6 企画提案書等の提出方法及び提出期限

企画提案依頼書に定める企画提案書等を平成29年5月8日（月）午後5時までに4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。

7 企画提案審査

書類審査による一次審査を行い、上位4者については、対面審査による二次審査を行う。

8 その他

- (1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。

- (2) 問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課ロボット産業推進室

電話 024-521-8058

メール robot@pref.fukushima.lg.jp

9 Summary

- (1) Subject : Request for proposals about Development of a robot simulator for a plant mock-up
- (2) Time-limit of proposals : 5:00 p.m., 8 May 2017
- (3) Contact point for the notice : Robot Industry Promotion Unit, Business Creation Division Commerce, Industry & Labour Department, Fukushima Prefectural Govertment, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8870 Japan TEL024-521-8058 Mail : robot@pref.fukushima.lg.jp

(産業創出課ロボット産業推進室)

福島県公安委員会

**公告第七十三号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、  
 牧の沢堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成27年災）の工事は、平成二十九  
 年三月十日完了したので公告する。  
 平成二十九年三月二十四日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （農村計画課）

**福島県公安委員会告示第16号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指  
 定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第  
 4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成29年3月24日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之  
 届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
西部自動車株式会社	代表者の氏名	丹治一郎	丹治 洋
株式会社白河自動車学校	名称	有限会社白河自動車学校	株式会社白河自動車学校
	住所	郡山市並木1丁目13番地の7	白河市五番丁川原101番地5
	代表者の氏名	丹治一郎	佐藤 保
	事務所の所在地	白河市字五番丁川原101番地5	白河市五番丁川原101番地5

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第17号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受け  
 た運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12

年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号 ) 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 変 更 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 29 年 3 月 24 日

福 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 洪 佐 克 之  
届 出 に 係 る 運 転 免 許 取 得 者 教 育 の 認 定 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 変 更 し た 事 項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
西部自動車株式会社	代表者の氏名	丹治一郎	丹治 洋
株式会社白河自動車学校	代表者の氏名	丹治一郎	佐藤 保

( 運 転 免 許 課 )

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 五 号

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 号 ) 第 百 六 十 一 条 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 施 設 と し て 次 の 施 設 を 指 定 し た 旨 、 浪 江 町 選 挙 管 理 委 員 会 か ら 報 告 が あ っ た 。

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 四 日

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 菊 地 俊 彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
平成二九年三月二日	浪江町大字権現堂字下馬洗田五番地二	浪江町地域スポーツセンター	浪江町長	四九七・二八平方メートル	四九四人

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 六 号

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 号 ) 第 百 六 十 一 条 第 一 項 第 三 号 の 規 定 に よ る 次 の 施 設 の 指 定 を 取 り 消 し た 旨 、 浪 江 町 選 挙 管 理 委 員 会 か ら 報 告 が あ っ た 。

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 四 日

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 菊 地 俊 彦

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設 の 名 称	施設 の 管 理 者
平成二九年三月二日	浪江町大字幾世橋字芋頭五番地二	浪江町勤労者総合福祉センター	浪江町長

